

処 分 基 準

令和 8 年 8 月 14 日 作成

法 令 名	: 道路交通法
根 拠 条 項	: 第75条の2第1項
処 分 の 概 要	: 自動車の使用制限命令
原権者（委任先）	: 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め	: 道路交通法施行令第26条の7（自動車の使用の制限の基準）
処 分 基 準	: 使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累積点数、前歴の回数及び車種に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 い 合 わ せ 先	: 静岡県警察本部運転免許課
備 考	:

別添

処分量定の基準

前 歴	累積点数 車種	2点又は 3点	4点又は 5点	6点から 8点 (過労運転は6点)	9点以上 (過労運転は12点)
な し	大 型 車 等			30 日	45 日
	普 通 車			20 日	30 日
	二 輪 車 等			10 日	15 日
一 回	大 型 車 等		30 日	45 日	60 日
	普 通 車		20 日	30 日	40 日
	二 輪 車 等		10 日	15 日	20 日
二 回	大 型 車 等	30 日	45 日	60 日	75 日
	普 通 車	20 日	30 日	40 日	50 日
	二 輪 車 等	10 日	15 日	20 日	25 日
三 回 以 上	大 型 車 等	45 日	60 日	75 日	90 日
	普 通 車	30 日	40 日	50 日	60 日
	二 輪 車 等	15 日	20 日	25 日	30 日

注：1 「大型車等」とは、大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車又は重被けん引車をいう。

：2 「普通車」とは、普通自動車をいう。

：3 「二輪車等」とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車をいう。